

国土強靱化基本計画（平成26年6月）

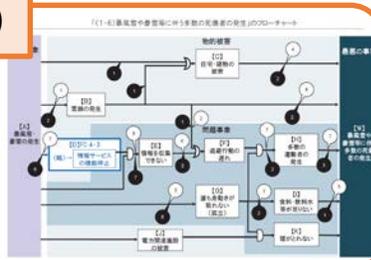
国土強靱化基本計画とは、

- ・国土強靱化に係る国の計画等の指針となるべきもの
- ・施策の重点化／ハード・ソフト両面で効果的に推進／「自助・共助・公助」の適切な組み合わせ／民間資金の活用
- ・地域の特性に応じた施策の推進／非常時だけではなく平時にも有効活用の工夫／PDCAサイクルの実践

策定後約5年が経過

1. 脆弱性評価の結果（平成30年8月）

- 平成28年熊本地震等の災害から得られた知見、社会情勢の変化等を踏まえ課題（脆弱性）を評価
- フローチャートによる分析手法を導入して「最悪の事態」に至る因果関係を明確化



（フローチャート分析）

平成30年7月豪雨、台風第21号、北海道胆振東部地震等により住民の生活や経済活動に大きな影響

重要インフラの緊急点検（平成30年11月）

- 重要インフラの機能確保について132項目の緊急点検を実施し点検結果と対応方策を取りまとめ

2. 国土強靱化基本計画の見直し（平成30年12月）

①災害から得られた知見の反映

- ・被災者等の健康・避難生活環境の確保
- ・気候変動の影響を踏まえた治水対策
- ・エネルギーや情報通信の多様化・リスク分散

などの過去の災害から得られた知見を推進方針として追加

②社会情勢の変化等を踏まえた反映

- ・新技術の活用、国土強靱化のイノベーション推進
- ・地域のリーダー等の人材育成、防災教育の充実

などの社会情勢の変化等を踏まえた内容を追加

③災害時に重要なインフラ整備、耐震対策・老朽化対策、BCPの普及などは、引き続き推進

④重点化すべきプログラム等20プログラムの選定

- 15の重点化すべきプログラムを組み換え
追加例：【劣悪な避難生活環境、被災者の健康状態の悪化】
【上水道の長期間供給停止】

- 重点化すべきプログラムと関連が強い5つのプログラムを新たに選定

⑤防災・減災、国土強靱化のための3か年緊急対策

- ④の重点化すべきプログラム等の推進を図るため、特に緊急に実施すべき施策について、達成目標、実施内容、事業費等を明示した3か年緊急対策を位置づけ

国土強靱化基本計画について

- 強くしなやかな国民生活の実現を図るための防災・減災等に資する国土強靱化基本法(平成25年法律第95号)第10条に基づく計画で、国土強靱化に係る国の他の計画等の指針となるもの(アンブレラ計画)
- 脆弱性評価結果を踏まえた、施策分野ごと及びプログラムごとの推進方針を定める

●国土強靱化の基本的考え方(第1章)

【理念】

○国土強靱化の基本目標

- ①人命の保護
 - ②国家・社会の重要な機能が致命的な障害を受けず維持される
 - ③国民の財産及び公共施設に係る被害の最小化
 - ④迅速な復旧復興
- 災害時でも機能不全に陥らない経済社会システムを平時から確保し、国の経済成長の一翼を担う

【基本的な方針等】

- 依然として進展する東京一極集中からの脱却、「自律・分散・協調」型の国土構造の実現を促す
- 気候変動等による気象の変化等を踏まえた施策の重点化
- ハード対策とソフト対策の適切な組み合わせ
- 既存社会資本の有効活用等による費用の縮減
- PPP/PFIによる民間資金の積極的な活用
- PDCAサイクルの繰り返しによるマネジメント 等

【特に配慮すべき事項】

- 官民連携の促進と「民」主導の取組を活性化させる環境整備
- 国土強靱化のイノベーション
- 仙台防災枠組である事前防災、より良い復興等の実践
- 平成30年6月以降の災害からの教訓を踏まえた対策 等

●脆弱性評価(第2章) 12の個別施策分野及び5の横断的分野

●国土強靱化の推進方針(第3章)

～施策分野ごとの推進方針～

【行政機能／警察・消防等／防災教育等分野】

- ・政府全体の業務継続計画を踏まえた対策の推進、自らの命は自らが守るという意識を持ち、自らの判断で避難行動がとれるよう不断の見直しを実施 等

【住宅・都市分野】

- ・防災拠点、住宅・学校等の耐震化、文化財の耐震化、「コンパクト＋ネットワーク」の対流による東京一極集中の是正 等

【保健医療・福祉分野】

- ・被害想定等を踏まえた必要チーム数を考慮したDMATの計画的な養成、福祉避難所の指定促進 等

【エネルギー分野】

- ・電力インフラのレジリエンス向上など災害に強いエネルギー供給体制の構築、地域間の相互融通能力の強化、自立分散型エネルギーの導入 等

【金融分野】

- ・金融システムのバックアップ機能の確保、金融機関の横断的な合同訓練の実施 等

【情報通信分野】

- ・官・民からの多様な収集手段確保、旅行者、高齢者、障害者、外国人等に配慮した多様な情報提供手段確保 等

【産業構造分野】

- ・中小企業が取り組む防災・減災対策への支援の強化 等

【交通・物流分野】

- ・交通・物流施設の耐災害性の向上、ソフト・ハード両面における除雪体制の整備 等

【農林水産分野】

- ・農林水産業に係る生産基盤などのハード対策や流通・加工段階のBCP/BCM構築などのソフト対策の実施、都市と農村の交流等による地域コミュニティ維持・活性化 等

【国土保全分野】

- ・防災施設の整備などのハード対策とわかりやすい防災情報の発信などのソフト対策を組み合わせた総合的な対策、気候変動の影響を踏まえた治水対策 等

【環境分野】

- ・災害廃棄物処理の広域連携体制の構築による廃棄物処理システムの強靱化 等

【土地利用(国土利用)分野】

- ・災害リスクの高い場所への人口集中の緩和によるリスク分散、所有者不明土地への対応、復興まちづくりの事前の準備 等

【リスクコミュニケーション分野】

- ・住民等の自発的な防災活動に関する計画策定の促進、地域コミュニティの強化による災害対応力の向上、教育、訓練 等

【人材育成分野】

- ・災害の専門家・技術者・地域のリーダーの育成 等

【官民連携分野】

- ・民間のスキル・ノウハウや施設・整備等の活用促進 等

【老朽化対策分野】

- ・インフラ長寿命化計画の策定促進、メンテナンスサイクルの構築 等

【研究開発分野】

- ・防災・減災及びインフラの老朽化対策における研究開発・新技術の普及・社会実装の推進 等

●計画の推進と不断の見直し(第4章)

- 今後、国土強靱化に係る国の他の計画等について必要な見直しを行いながら計画を推進
- おおむね5年ごとに計画内容の見直し、それ以前においても必要に応じて所要の変更
- 起きてはならない最悪の事態を回避するプログラムの推進計画を毎年度の年次計画として推進本部が策定。これにより各般の施策を実施し、毎年度、施策の進捗状況の把握等によるプログラムの推進計画を見直し
- 施策の進捗状況、社会情勢の変化等を踏まえ、重点的に取り組むべき15のプログラムを組替え
- 重要な課題について、効果的な施策の具体化を検討する仕組みの導入
- 重点化すべきプログラム等の中で、特に緊急に実施すべき施策については、3か年の緊急対策を定めて速やかに実施